

友愛社会主義と連帯社会主義によせて

島崎 隆
Shimazaki Takashi

1 問題提起

社会主義の運動と思想は、本来の点において友愛社会主義であり、連帯社会主義ではないか

というのが、ここでの私の主張である。だが従来の社会主義や共産主義について反省すると、そうではないことがあまりに多かったのではないか。私はマルクス主義的社会主義に共感するが、この立場も友愛や連帯の精神であらためて再構築されるべきだと思う。そうすれば、社会主義の思想と運動は、大きな間違いを犯さないようになることだろう。

すでに確井敏正は「友愛社会主義の根拠と可能性」という論文で、そもそも人間が「協働的・コミュニケーション的存在」であり、他人との関係で「ケア」を必要とする者であるかぎり、社会主義としては友愛社会主義となるべきであると主張する。そしてさらに、いわゆる連帯社会主義と友愛社会主義とが親近性をもつと述べる。同時にこの線で考えていくと、社会主義と

宗教がけっして排除しあうものではなくて、お互いに響きあい、「共振」しあうものであるともなるだろうと⁽¹⁾。以上の確井の構想に共感するとともに、本論では、友愛と連帯という考え方から社会主義を基礎づけてみたい。

以下では、まず従来の社会主義の運動を反省的に考察し、友愛と連帯の精神について社会主義に関わらせて、とくにフランクフルト学派の第三世代といわれるアクセル・ホネットの著作を参考にして展開したい。

さて従来のマルクス主義的社会主義については、それが「憎悪の哲学」だといわれることもあった。階級対立を強調して、敵を断固として批判し、階級闘争を続行する。それは資本家とその仲間たちを批判するだけではなく、同じ社会主義志向の同志的な人びとのなかにも「敵」を見つけ、分派として、裏切り者として糾弾して、追放したり、除名したり、さらに処刑するに至った。旧ソ連のスターリン主義的体制による大粛清というのがそれであり、多くの政治家、研究者、批判者が犠牲となった。また彼ら

はロシア正教など、宗教にたいしても、激しい弾圧をおこなった。明らかにこの社会主義は、けっして友愛社会主義、連帯社会主義の名に値しないものであった。

ところで周知のように、一七八九年以来のフランス革命においては、《自由・平等・友愛》という三つのスローガンが叫ばれたという。これはフランス共和国宣言（一八四八年）の前文ではつきりと定式化されたが、このなかの「友愛（フラテルニテ）」（「博愛」とも訳される）は、広く市民全体の人間関係の基礎であろう⁽²⁾。ところでフランスでは「友愛」が、ドイツでは「連帯」が市民の人間関係の基礎として用いられたようである。いずれにせよ、友愛社会主義、連帯社会主義というのは、こうした近代の市民社会の形成過程に発生の由来をもっている。

ここで「友愛」と「連帯」の区別に触れておくと、友愛は大人同士の情緒の関係であり、他方、連帯は、より積極的かつ実践的に人びとが協力しあうことであり、さらにより理性的な関係であろう。日本では、鳩山一郎が友愛の思想

を説き、その孫で元首相の鳩山由紀夫もその精神を継承したことは知られている。「連帯」は、かつてポーランドのワレサ議長が率いた組合の名前でもあった。

2 ホネットによる ヘーゲル法哲学の解釈

こうして社会主義も、近代市民社会（＝資本主義社会）の革命的遺産を継承しつつ、さらにそれを超えていかなければならない。ホネットはその点で、近代市民社会の構造を体系化したヘーゲル『法哲学綱要』（以下、『法哲学』と略）を、大胆に読み替える。ヘーゲルらが発想した「承認（Anerkennung）」という概念がその中心にあるが、その相互承認という関係では、自己が他者を強制なく、人格として尊重するふるまいのもとで、自分もまた承認されていることを見出すのである。⁽³⁾ 個人の満足と自己実現が社会活動の直接の目的であるといえるにしても、それは他人を前提にし、他人との相互承認や協力の活動を必要とする。さらに『精神現象学』の主人と奴隷の闘争と承認の行為に見られたように、ヘーゲルでは、さしあたり人は視野狭窄の立場から他者を支配し、服従させるようにふるまう

ので、そこにおのずと支配と服従の闘争関係が生ずるが、それを克服したのちに相互の承認関係がようやく生ずる。そしてホネットは、ヘーゲル『法哲学』の第三章「人倫」の部分を構成する《家族・市民社会・国家》という三つの段階から、それぞれ相互承認の固有のタイプを取り出す。それは一言でいえば、『愛・法・連帯』というものである（『承認』一二四頁以下）。

第一の「家族」においては、食料の確保、子育てなど、動物としてもつ自然的欲求を満たすための活動が中心であり、そこでは相互に愛情や情緒的気遣いが求められ、たえず相互のコミュニケーションがおこなわれる。夫婦関係の性愛や親子関係の愛情などの直接的かつ原初的な関係が重要となる。ここで働く承認行為とは、人格と人格を強く結びつける愛という根源的な関係である。ホネットはここに友情、友愛も属させるが、これはむしろ、家族関係のなから発展した、市民たちの市民社会での愛情関係であろう。さて、第二の「市民社会」では、自立した市民相互の法的な承認が中心となる。そもそもドイツ語の「法」（レヒト）とは、さらに「権利」や「正しさ」という意味をもっていて、「法権利」と訳される場合がある。ここでは自分と他人が共通の権利と義務を担っており、市民社

会の社会規範を形成する。市民は自由で平等な存在として、法規範に同意し、公平な利害を実現する。同じ法律に平等に従うことが重要であり、家族間で支配的であった、情緒的な気遣いは副次的な位置を占める。

第三の「国家」のレベルでは、ホネットによれば、公共的な場において、「連帯」による同意が承認によって求められる（ヘーゲル自身は国家の段階でとくに「連帯」を強調してはいないけれども）。国家レベルの承認では、人々の「社会的価値評価」が重要であり、この連帯関係では、人々の政治参加、社会活動が積極的に求められる。国家社会の建設を他人と連帯しておこなうという意味で、他人との相互評価が重要となる。ホネットは、「連帯」のもとで、人びとが相互に平等な形で価値評価しあい、共感を相互に抱くような相互行為の関係を考える。そのさい同時に、ここで政治的抑圧に抵抗する経験のなから生まれる集団関係も想定できるとされる。連帯では、公共の場で単なる自己利益ではない活動を相互におこなうので、相互を深く知り、相互への評価がなければ成立しない。ホネットは、ここでは、「名誉」「信望」（『承認』一六九頁）などの新しい承認の形式が現れるという。

私の解釈では、この三段階の承認の行為様式はバラバラに自立しているわけではなく、重層的に積み上げられている。家族関係で情緒的な気遣いができないと、家族内部から社会へ出て、他人とより客観的に付き合うことができないだろう。また豊かな愛情関係が育てられていないと、市民社会で友情などをはぐくむことがむずかしくなるだろう。こうして市民社会は家族関係を内包している。通例、自立した市民は家族から出て、また家族に帰るといえよう。そして市民社会で法的なものを順守し、見知らぬ他人とも付き合う方法を学ばないと、大所高所から広く公共の場を形成するための連帯の精神などはおぼつかないだろう。いうまでもなく、悪法もあるので、あくまで「法 \parallel 正しさ」を尊重するのである。つまり国家社会レベルの連帯の承認の成功は、家族由来の情緒的気遣い、友愛関係と、市民社会由来の権利・義務の法的合意の関係との、高次元での総合を必要とするであろう。だが、この三段階的發展は、必ずしもスムーズに展開されるとは限らない。とくに政治的無関心の著しさを考慮すると、日本では、以上の第二の市民社会での相互承認レベルにとどまっている場合が多いといえるだろう。つまりおのずと自己利益（せいぜい家族や仲間の利益）

しか眼中になく、政治的問題を避けようとし、それに無関心を貫くという場合である。国家市民民であるはずなのに、データの的にも、日本人は政治活動や非営利の市民活動、ボランティアをおこなう比率が、欧米諸国と比べて少ないことが知られている。

3 市民社会（広義）の再定式化

ところでホネットは、「社会的な承認関係の構造」の表を七項目によって詳細に叙述するが、私はここで自分の意見も加えて三つの項目を提起したい（『承認』一七四頁）。

第三項目は私がとくに付加したものであるが、以上の図式の意味はほぼ明らかであると思われる。「市民社会」の項目で「知性、計算、交渉力」とあるのは、いわばビジネス・パーソンなどに必要な能力を想定した。もちろん「国家」でもそれは必要であるが、さらに、その知性にはより広く社会的認識や、過去・現在・未来にわたる歴史的認識があらためて必要となる。ここで曖昧さを避けるために、近代のフランス革命における《自由・平等・友愛》と、社会主義で想定されるそれとを、私なりに区別しておこう。単なる市民社会のレベルの「自由」

は他人に迷惑をかけない限りで自分の欲望を最大限実現するという意味での「個人的自由」であり、それが社会主義においては、他者との豊かな相互承認を含んだ自由となる。ホネットはそれを「社会的自由」⁽⁵⁾と呼んでいる。「平等」もブルジョア社会では、法律にのっとった形式的な平等であるが、国家的理性では個人の事情と要求に応じた平等の達成、つまり実質的な平等へと変化する。「友愛」も、単なる相互利用の、お互いにハッピーになるというような功利主義的な友愛の関係から、真の友愛と連帯をはぐくむようなものへと変貌しなければならぬ。ここで明らかのように、ヘーゲルのいう「国家的人倫」

<p>家族 情緒的な気遣い 自然な原初的承認関係 感情、愛情、気遣い</p>	<p>市民社会 認知的な尊重 法権利の社会的承認関係 知性、計算、交渉力</p>	<p>国家 社会的価値評価 連帯による承認関係 歴史認識、仲間意識、共同</p>
--	--	--

は、当時の現実の市民社会で生ずる多くの弊害を埋め合わせるような、より高次元のものも想定している。こうして、ここでの国家的理性をもつ連帯精神とは、ちょうど、近現

代の市民社会の問題性を克服できるような、現代の社会主義が目指すものに該当する。

ここまで来ると、ヘーゲル法哲学から由来する《家族・市民社会・国家》という形式的枠組みは現実の認識に合致しないものだとわかる。いままで明らかになったように、大人同士の友情は家族にはなくて、市民社会以上のものに属し、また、社会主義を前提にする場合、ヘーゲルの国家を究極段階にする必要はないからである。マルクス主義的社会主義では、国家権力は自然に消滅することが想定されるからだ。そしていまや、《家族・市民社会・国家》の枠組み全体を、広義の「市民社会」と再規定したほうがより現実的であろう。ホネットはヘーゲル法哲学を最大限利用したのちに、この三対の枠組みを解放して、広義の市民社会における三つの承認モデルの枠組みをあらたに構築する。

4 マルクスによるヘーゲル法哲学 理解の不十分性

大事なのは、《愛・法・連帯》という内容上の枠組みであり、それを包括する全体の場は現実の市民社会（＝資本主義社会）なのである。ヘーゲルのように、中間段階の市民社会の上部

に「国家的人倫」がそびえるということ実はありえず、国家は神聖化されえない。それは、市民社会が生んだ社会的産物でしかない。ホネットは『社会主義の理念』で、あらたな枠組みを定式化する。それは、《経済行為システム・民主的意思形成・個人的関係》というものである（『社会』一四二頁）。第一はヘーゲル的な市民社会（狭義）、第二は国家、第三は家族、におおむね対応するだろう。同時にそれは、前記の法、連帯、愛にそれぞれ対応するだろう。いずれにせよ、この三領域にある相互承認関係の全体を考察すべきなのである。

別の箇所を考察すると、「経済行為の組織」が「市民社会」に、「民主主義的な意思形成」という意味での政治行為が「国家」に、「私的領域、つまり婚姻と家族という社会領域」が「家族」に、それぞれわりふられている（『社会』一三三頁以下）。重要なことは、ヘーゲルが叙述した、こうした近代市民社会の豊かな機能分化の意義を、マルクスをはじめ、当時の社会主義者たちがだれも理解しなかったというホネットの指摘である。マルクス自身、市民社会の総体を理解せず、「経済行為システム」だけを考察して、成熟しつづあった市民社会の他の二つの領域（「民主的意思形成」、「個人的関係」の

重要性を理解しようとせず、それら二つの領域の問題を、「経済行為の組織」の改変の問題へと還元しようとした。ホネットによれば『社会』一四二頁）、「経済行為システム」の行為領域で労働者相互が強制なしに豊かな関係を結ぶだけでなく、「民主的意思形成」、「個人的関係」の場でも、それぞれの関与者が「互いのためにあること Fürander」という目標に即して、実際にもっている欲求と関心を妨害なしに表明でき、それを他者の助けによって実現できることが必要である。この三領域のそれぞれで、真の「社会的自由」が実現されるべきであり、さらにこれらは生命的有機体の諸器官のように、調和すべきである。市民社会および社会主義のなかで「民主的意思形成」、つまり「政治的行為の領域」（『社会』一三三頁）の場が十分に扱われなければならないのはもちろんであるが、さらに家族関係由来の「個人的関係」とは何か確定されなければならないだろう。ホネットによれば、それは「婚姻と家族の領域」または「家族、親密な諸関係、友情関係といった領域」（『社会』一五九頁）であり、労働や生産関係からだけではなく、社会的自由の実現される独自の領域と見られるべきだとされる。こうした十分な見方がないからこそ、フェミニズムからマルク

ス主義は批判されるのだという。さらにここでは、私見では、現代で議論されるジェンダー平等、LGBTの問題などが考えられるだろう。まさにここで、いかに相互承認の関係が築かれるかが眼目となる。

「したがって社会主義は経済領域における他律と疎外された労働を除去するだけでは満足できない」（『社会』一四三頁）といわれる。明らかにこの指摘は、マルクス自身の社会主義思想への批判に関わる。マルクスはヘーゲル法哲学が解明したような市民社会の成立の意義を理解しようとせず、そのなかで経済領域のみに力点を置いた。たしかに、若きマルクスが展開した論考「ヘーゲル国法論批判」（『法哲学』の第二六一節―三三三節までを対象とする）を見ても、ヘーゲルをひたすら観念論、神秘主義、保守主義と批判するばかりで、そこで描かれた近代市民社会の法権的構造の意義を把握して、しかるのちにヘーゲルを乗り越えるというスタイルはとりえていない。この点で、神田順司氏はまさに、基本的人権、議会制などの「西洋民主主義の基本概念」をマルクスは理解していなかったと批判する⁽⁶⁾。

以上のようにして、『愛・法・連帯』の枠組みをもつホネットの構想を、連帯社会主義と名

づけることも可能ではないかと思われる。またそれは、内容的に友愛社会主義でもあった。以上の考察に明らかのように、それは、旧ソ連・東欧の社会主義への批判と連動して、まさにマルクス主義的社会主義への深刻な批判的総括の結果として生まれたものであった。

〈注〉

- (1) 碓井敏正「友愛社会主義の根拠と可能性」：村岡到編『宗教と社会主義との共振』ロゴス、二〇二〇年、九六頁。さらに続編として、村岡到編『宗教と社会主義との共振』Ⅱ、ロゴス、二〇二一年。私自身も後者に寄稿している（拙論「社会主義と宗教の対抗から協力関係へ」。一九七四年に締結され、ただちに廃棄されたしまった創共協定を念頭に置くと、宗教と（マルクス主義的）社会主義の何らかの連携は、趣旨には賛同するが、一定の困難をはらむと述べておいた。
- (2) さきの村岡は『フラタニティ』ロゴス、という雑誌を編集している。なおFraternitéはフランス語であるが、fraternityは英語である。彼もまた「友愛社会主義」を強調している。
- (3) 相互承認の概念については、ホネット『承認をめぐる闘争』（山本・直江訳）法政大学出版局、五一頁など。以下、『承認』と略記し、頁数を記す。さらにホネット『自由であることの苦しみ』（島崎・他訳）未来社、二〇〇九年、九〇頁以下の説明を参照。ホネットは、間主體的な承認行為をわかりやすくは説明していないようだ。ともかく、承認概念は著しく弁証法的であるといえよう。
- (4) なお日暮は、この表を含め、ホネット承認論の三形式を詳細に説明していて、参考とさせていただいた。日暮雅夫『討議と承認の社会理論』勁草書房、二〇〇八年、一九三頁以下参照。
- (5) ホネット『社会主義の理念』（日暮雅夫・三崎和志訳）法政大学出版局、二〇二二年、四二頁以下、一三三頁。以下、『社会』と略記し、頁数を記す。
- (6) 神田順司「国家・法・人格——マルクス『ヘーゲル法哲学批判』の問題性について」、川越・植村・野村編『思想史と社会史の弁証法』お茶の水書房、二〇〇七年所収、三三頁。ヘーゲル哲学にたいする、以上のマルクスの理解の不十分性については、拙論「マルクスによるヘーゲル哲学批判の再読」上・季報『唯物論研究』第一四五号、二〇一八年、七五頁以下を参照のこと。ただし、『社会』「訳者あとがき」（二二二頁）に指摘されるように、資本主義における労働力の商品化の問題を見ていないなど、ホネットのマルクス理解の不十分性が別途指摘されなければならないが、紙幅がないので、ここで終了する。

（しまぎき・たかし／一橋大学名誉教授）